

令和2年6月16日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 三好浩之 まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 森園敦志 産業課長兼 日高泰明 農業委員会事務局長 住民課長 扇智布由 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 矢動丸栄二 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

**議事日程 令和2年6月16日 午前9時30分開会（開議）**

- 日程第1 請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理について
- 日程第2 意見書案第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

**午前9時30分 開議**

**○議長（中山五雄君）**

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで寺崎太彦議員の一般質問、質問事項1、災害減災対策は、質問要旨の2番、災害時、消防団との連携について、執行部からの補足説明をお願いいたします。

**○総務課長（三好浩之君）**

皆さんおはようございます。寺崎議員の一般質問の質問事項1、災害減災対策は、質問要旨2、災害時消防団との連携はの質問の中で、役場庁舎サイレンの吹鳴についての御質疑に関する答弁について補足説明させていただきます。

サイレンの吹鳴については、鳥栖・三養基地区消防事務組合によるリモート操作により行っていると答弁させていただいておりますが、吹鳴をするとき、しないときの違いについて補足説明いたします。

役場庁舎のサイレンは、一般的には建物火災時のみ吹鳴されております。ただし、建物火災であっても鎮火状況にあるなど、現場状況によってはサイレン吹鳴しないこともあるというところでございます。

以上、寺崎議員の御質問の補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

**日程第1 請願第1号**

**○議長（中山五雄君）**

次に進みます。

日程第1. 請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いします。

**○7番（吉富 隆君）**

皆さんおはようございます。それでは、ただいま議長から許可をいただきましたので、進めさせていただきたいと思っております。

請願第1号

請 願 書

令和2年3月24日

上峰町議会議長 中山 五雄 様

紹介議員 吉 富 隆

件名 大字江迎地区幹線水路の維持管理について

請願の趣旨

平素より大字江迎地区へのご支援、ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大字江迎地区には、町内有数の大きな幹線水路がありますが、近年外来水草の繁茂やごみの投棄等に変困っています。

以前は、可能な限り各々の地区内で行っていましたが、時の経過に伴い、諸般の事情により困難になって参りました。

近隣市町では、行政管理により清潔で、美しい景観が保たれているようです。

従いまして、今後は豪雨災害の甚大化等も十分考えられ、災害防止や環境保護の観点から、道路の維持管理同様、幹線水路の維持管理を実施していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

請願者

(代表者)

住所 上峰町大字江迎2398-2

氏名 九丁分区長 高島義昭

住所 上峰町大字江迎166-4

氏名 江越区長 大石正則

住所 上峰町大字江迎544-2

氏名 八枚区長 江頭 誠

住所 上峰町大字江迎1255-1

氏名 江迎区長 中山義行

住所 上峰町大字江迎1283-2

氏名 中村区長 吉原邦弘

住所 上峰町大字江迎899-1

氏名 碓区長 永島芳範

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(中山五雄君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

ないようですので、お諮りいたします。質疑の途中ですが、ただいま請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

## 日程第2 意見書案第2号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 意見書案第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いします。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。6番原田希でございます。私のほうから意見書案の提案をさせていただきます。意見書案、読み上げて説明とさせていただきます。

---

意見書案第2号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 原田 希

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月16日提出

---

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策として3月から全国で一斉臨時休校が行われた。また、感染拡大に伴い4月以降も再び休校とされ、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定

水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

#### 記

1. 少人数学級の実現など計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
総務大臣	高市 早苗 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	萩生田 光一 様

---

以上、よろしく申し上げます。

#### ○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

#### 日程第3 討論・採決

#### ○議長（中山五雄君）

日程第3. 討論・採決。

議案第32号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第35号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第35号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

議案第36号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第36号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第36号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

議案第37号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第37号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第37号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第37号は同意することに決定いたしました。

議案第38号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第38号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第38号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第38号は同意することに決定いたしました。

議案第39号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第39号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第39号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第39号は同意することに決定いたしました。

議案第40号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第40号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第40号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第40号は同意することに決定いたしました。

議案第41号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第41号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第41号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第41号は同意することに決定いたしました。

#### 日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和2年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。御協力ありがとうございました。

**午前9時47分 閉会**

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 原直弘

上峰町議会議員 吉田豊